

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【選挙管理委員会】 ○ 選挙時登録の基準日 ○ 政見放送を行うことができる基幹放送事業者等
		担当課（室）	選挙管理委員会 〃
			目次
			担当課（室）

令和6年10月11日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十六号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

令和六年十月十四日

◎岡山県選管告示第七十七号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

届出候補者の数		テレビジョン放送		ラジオ放送	
一人又は二人	基幹放送事業者	岡山放送株式会社	回数	基幹放送事業者	回数
	岡山放送株式会社				
一人又は二人	RSK山陽放送株式会社	一	一	RSK山陽放送株式会社	一
	岡山放送株式会社	一	一		
三人又は四人	RSK山陽放送株式会社	一	一		